

消費者安全に関する検討委員会 第6回議事録

国民生活局消費者安全課

第6回消費者安全に関する検討委員会

議事次第

日 時：平成21年1月16日（金）9:58 ~ 11:57

場 所：三田共用会議所第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築について
論点整理案
事故情報データベースの構築に向けて
消費者行政充実・強化のための地方支援策
- (2) リコール促進のための取組の強化について
リコール促進の共通指針（案）
その他
- (3) 今後の進め方について

3. 閉 会

升田委員長 それでは、ただいまより第6回「消費者安全に関する検討委員会」を開催したいと思います。

皆様におかれましては大変御多忙中の中、御出席いただきありがとうございます。本日は3つの議題を予定しております。

第一に、事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築についてであります。

第二に、リコールの促進のための取組みの強化についてであります。

第三に、今後の委員会の進め方について御議論いただきたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思いますが、まず第一の議題であります、事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築について、取り上げたいと思います。

このテーマにつきましては、第2回及び第3回の委員会で既に御議論いただいておりますが、その際の各委員からの御指摘などを踏まえまして、事務局の方から論点整理案等が提出されておりますので、まずその説明から伺いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

野村消費者安全課長 では、お手元の資料1「論点整理案」というペーパーをごらんいただければと存じます。このペーパー全体、3つの構成になってございます。

1番目に基本的な考え方。

2番目に、これまでの委員会で御指摘いただいたところを踏まえまして、これまでに21年度の予算案の編成等の中で、事務局として当面の取組みを整理してきているところを御紹介させていただいておりますのが2つ目の節。

更に、当面の取組みを進めるに当たっての留意事項あるいは中長期的な課題につきまして、委員会等で御指摘いただいたところを3番目の節で整理をさせていただいてございます。

まず「1. 基本的な考え方」でございます。消費者事故情報は、消費者の安全・安心に係る適切な意思決定のための前提となるものであり、広範・多様な主体から幅広く情報を収集し、関係主体が適切に活用することができるシステムを構築することは、喫緊の課題である。消費者庁創設に向けた優先的課題の1つとして、取り組まれる必要がある。

事故情報一元化のシステムには、消費者の安全・安心確保の目的の下、1つ目には被害拡大防止、新たな同種・類似の事故発生防止の観点から、さまざまな情報を一元的にとらえて諸対応を図るという側面と、もう一つには、情報の社会的な共有化を図って、情報が多元的に活用される機会を創出するという側面があります。システム構築に際しては、両側面にバランスよく配意する必要があるとしてございます。

特に に関わっては、単に膨大な情報を収集するだけでなく、必要な対応につなげていく判断が後手に回ることがないように、要注意な情報を見極める、しっかりとした情報リテラシーの確立が求められる。

に関わっては、情報が関係者に迅速に伝達される仕組みや、一元的に集約される情報に対して、だれもが容易にアクセスできる環境を整備することが求められるとしてございます。

最後に、情報一元化の取組みは、消費者行政一元化の試金石とも位置づけられる課題であって、関

係者においては消費者庁発足を待つことなく、着実に取組みを前に進めていくべきであるとしてございます。

「2.当面の取組」でございますが、当面、以下の取組みを進めてはどうかと整理してございます。

1つ目でございますが「一元的な情報集約のためのシステム - 事故情報データベースの構築」としてございます。国民生活審議会において、一昨年来提言をいただいております、一元的な情報集約のためのインターネット上のシステムである「事故情報データベース」については、システム稼働に向けた取組みを加速するをいたしまして、下に留意点といたしまして、入力環境につきましては、利用勝手のよさあるいは正確性を担保するといった論点。閲覧環境に関しましては、多様な主体がそれぞれの用途に応じて利用し得るような環境を設定すべきこと。情報を収集する範囲に関しまして、警察や消防情報についても可能な限り取り込んでいくという留意点を掲げてございます。

「(2) 事故情報の受信力強化のためのシステム - 地方の消費生活相談窓口の強化」といたしまして、消費者が発信する情報の受け手として、消費生活センター等の果たす役割は重要であり、以下の点を主眼としながら、事故情報の受信力を強化するための環境整備を進めるといたしまして、現場の相談員のレベルアップのための支援措置あるいは相談窓口の専門性向上のための支援措置を掲げてございます。

「(3) 事故情報の有効活用のためのシステム - 事故情報分析ネットワーク」。「事故情報データベース」を核として集約する消費者事故情報の中から、死亡・重篤な重大事故情報のほか、軽微な事故情報やヒヤリハット情報であっても、拡大可能性、多様性や特異性などを勘案して、要注意な情報を抽出し、追跡調査や原因究明を行うことができる体制として「事故情報分析ネットワーク」を整備するをいたしまして、要注意情報の抽出のための措置、原因究明、追跡調査のための措置について記載をしております。

3ページ目「(4) 緊急時対応のためのシステム - 消費者安全情報総括官制度の活用」。昨年初めの中国製冷凍ギョーザ事案以降、政府内で申し合わせの形で取り組まれております「消費者安全情報総括官制度」につきまして、消費者庁発足を見据えて明確に位置づけて、一層の連携強化、活用を図っていくとしてございます。

「3.留意事項/更なる検討課題」の1つ目でございますが「消費者事故情報の範囲」といたしまして、消費者事故情報とは、消費者の生命または身体に被害が発生し、または発生するおそれがある自体に関する情報であって、消費者の安全・安心確保の観点から取り扱われるべきものととらえる。

結果的に、消費生活における被害とは言えない場合、被害発生おそれがあるとまでは言えない場合等であったとしても、当初から早計に消費者事故情報に該当しないものとして扱われるべきではない。

また、消費者の安全・安心確保のために、専門的な対応が用意されている分野については、適切な役割分担と連携協力に基づいた対応を図ることが望ましいと記述させていただいております。

2つ目に「医療機関、消防、警察との情報共有」でございますが、消費者が発信する情報だけでなく、被害現場に関わった第三者が発信する情報が加わることによって、情報の質・量が増し、迅速・的確な対応につながりやすくなることが考えられる。また、消費者はさまざまな理由から、被害に遭ってもその情報は発信しない場合がある。しかしそれらは、新たな同種・類似の事故発生防止等のた

めに、貴重な情報源である可能性がある。

こうした意味で、被害発生の実態や被害の態様に関する情報を保有する医療機関、消防、警察と消費者行政部局との間の情報共有は重要である。当面、上記2ポツのような取組みを進めながら、更に情報共有の緊密化を図っていくべきであるとさせていただいております。

3番目に「潜在的な事故情報の受信」でございます。被害拡大防止や新たな事故発生防止のために有用な情報が、社会的に顕在化していない場合がある。消費者が事故情報を顕在化させない場合としては、被害に遭ったのは主として自らに責任があると感じている場合。情報発信するコストに比して、得られるメリットが小さいと感じている場合。事故情報の社会的な有用性が意識されていない場合。どこに情報を持ち込めばよいかわからない場合などが考えられます。

こうした潜在的な事故情報については、上述の医療機関等と消費者行政部局との間の情報共有に取り組むほか、事故情報を顕在化させることにメリットが感じられるような仕組みづくり、例えば事故情報データバンクに書き込みを行うと、相談窓口に関する情報が得られるといった取組みについて、検討を進めるべきであるとしてございます。

4ページ目でございますが、消費者が発信する情報の受け手として、消費生活センター等の果たす役割は重要であり、事故情報の受信力を強化するための環境整備について、現場の声を酌み取りながら、一段と拡充していくことが望ましいとしてございます。

留意点等の4番目でございます。「事故情報の活用の在り方」。一元的に集約される事故情報は、第一には事故の拡大防止、再発防止のために役立てられるべきものであり、消費者庁や関係機関等において常時、迅速な情報伝達・共有・発信やその他の必要な対応が図れる体制の整備を進める必要がある。

その際、重大事故への対応が優先されるべきではあるが、それにとどまらず、多発性や特異性などにも着目して、適切な対応が図られるべきであります。

第二には、きめ細やかな追跡調査や原因分析によって、事業者や行政機関等において必要な改善措置に関する情報を抽出し、事故の未然防止につなげていく取組みを拡充すべきであります。

第三には、単に公表するだけでなく、わかりやすい情報発信の在り方を工夫するとともに、消費者教育やリスクコミュニケーションへの活用について、具体的に検討を進めるべきであるとしてございます。

5番目でございます。「事故情報の公表の在り方」。事故情報の公表の在り方については、当該製品等に起因していることが明らかになった段階で、被害拡大防止等の観点から、当該製品等に関する情報の詳細を公表することとする一方、事故原因が当該製品等に起因しているかどうか明らかでない段階では、事故情報の概要のみを公表する、あるいは当該製品等に関する情報は公表しないという考え方がございます。

これに対しましては、事故原因が明らかになっていない段階であっても、事故の重大性等によっては迅速な公表が望ましいという考え方がございます。

また、被害発生のおそれがある段階においてでございますが、消費者の安心確保の観点から、できるだけ広範に関連情報を公表することが望ましいとする考え方がございます。

一方、これに関わっては、行政機関等が不確実性のある情報を公表した場合に、それによって風評被害を発生させた責任があるとされた判例等にも留意する必要があります。

事故情報の公表の在り方については、関連する他の制度等とのバランスをも勘案しながら、消費者にとっても事業者にとっても、わかりやすいルールを設定するための検討を進めるべきであるとしてございます。

6番目「国際的な情報共有」。製品や食品がグローバルに流通している現状にかんがみ、製品や食品の安全性に関する情報の共有を国際的に図っていくための取組みの重要性は、ますます増大しております。消費者庁や関係機関等において、海外の専門機関との間で情報共有を図るための枠組み等について、具体的に検討を進めるべきであるとさせていただいております。

資料1は以上でございます。

升田委員長 ただいまの御説明につきまして、関連してまた御説明いただきたい事項がありますので、御質問等をいただく前に、まずその御説明をお願いしたいと思います。

当面の主な取組み課題とされております、事故情報データベースと地方支援策について、御説明を伺いたいと思いますが、まず国民生活センターの方からお願いいたします。

国民生活センター では、現在検討中の事故情報データベースのシステムの概要案について、説明させていただきます。

お手元の資料2「事故情報データベースについて」ですが、最初を開いていただくと全体イメージというのがあってと思います。事故情報データベースは一元的に事故情報を集約するためのシステムということで、事故情報の所在、つまり収集先として私どもは大きく2つがあるのではないかとということです。

これまでの御議論等を踏まえまして、1つが国民からの情報提供。もう一つが、これまでもさまざまな分野の機関で個別に収集されている事故情報があるかと思えます。そこで、国民からの収集についてはインターネットを通じて幅広く収集するとされておりますので、直接書き込みをしていただくということを想定して、システムを検討しております。

一方、個別に収集されてきた事故情報につきましては、その情報を保有する関係機関から、保有されたそのままの情報を電子的に提供してもらうということ、現在では想定しております。このイメージの中で青い矢印が、収集の流れのイメージということになっております。

このシステムでは、3つのデータベースを用意するつもりでおります。1つが登録用のデータベース。これは後ほど御説明する登録フォームによって国民から提供される情報も、関係機関から提供される情報も、一旦すべてこのデータベースに登録します。

しかし、この情報は、特に関係機関からの情報は、それぞれの機関の独自のフォーマットで作成されたものでありますから、そのままでは検索や集計など、業務に活用することは困難であります。そこで、これらの情報をあらかじめ定めております統一フォーマットに変換をして、その変換したデータを検索、集計用データベースに登録するというにいたします。イメージの真ん中の部分です。枠の統一フォーマットに変換をして登録します。

もう一つ、データベースをつくらうと思っています。これは国民が自由に利用できる公表用のデー

データベースです。提供される情報は、できるだけ多くの内容を国民に提供できることが望ましいと思うんですけども、提供してはいけない情報、例えば個人情報とか、ちゃんとした裏付けがないと、かえって無用の混乱を引き起こす可能性のある情報とか、事業者の正当な活動を阻害してしまうような情報などもあるかと思えます。

そこでオリジナルの情報から一定のルールに基づいて、そのような情報を除いた情報を公表用として公表用データベースに登録して、ここに自由にアクセスしてもらって利用してもらおうというものです。

公表用データベースを別途用意するというもう一つの理由は、国民がインターネットから自由にアクセスしてくるわけですから、公表してはいけない個人情報などが含まれるオリジナル情報に、インターネット側から不正アクセスなどの脅威から守る必要がある。ですから、オリジナル情報を蓄積しておくデータベースに直接アクセスすることは、好ましいことではないということで、別途用意するという考え方です。

このようにして登録された情報の利用については、イメージ案の緑の矢印を想定しておりますけれども、国民につきましては公表用データベースに自由にアクセスしていただく。消費者庁ですとか関係機関、国民生活センターは検索、集計用のデータベースにアクセスして、さまざまな業務に活用するということになります。

アクセスできる情報の範囲は一応、検索、集計のデータベースですけども、収集した情報内容のすべてにアクセスできることを想定しています。ただ、個人情報等につきましては、だれがどのような権限でアクセスすることを認めるかということについては、更に検討する必要があるかと思っております。

事故情報データバンクは、今、申し上げたようなことを一応すべて実現できるシステムとして構築する予定です。

次に、収集する情報の内容についてですけども「事故情報データバンク画面表示(案)」というのをごらんいただきながら聞いていただきたいと思います。事故情報データバンクでは事故情報そのものと、大きな事故には至らなかったけれども、その可能性があったという、いわゆるヒヤリハット情報までも広く収集することが求められております。そこで、国民からは実際の事故情報と、重大な事故になる可能性のあったヒヤリハット情報と分けて、収集する仕組みにしたかどうかと考えております。

最初に、登録のメニュー画面というものをつくりまして、実際に事故に遭った方と、あやうく事故に遭いかけた方とに分けて登録をしていただきます。どこでそれを区分するかということなんですけれども、一応、現在の案ではおおむね治療期間が1週間以上かかる事例を事故情報として、けがはしなかった、あるいは治療期間が短かったけれども、状況によっては重大な事故になる可能性があったと国民が考える事例を、ヒヤリハット情報として想定しよう。この辺を治療期間でやるか、あるいは先ほど言いました死亡、重篤、不可逆性の事故、そういう重大な事故を事故情報として、それ以外をヒヤリハットとする。いろいろ考え方はあるかと思えますけれども、現段階では一応1週間で区切っております。国民はこのどちらかをクリックします。

次のページですが、まず事故情報ですけれども、これらの提供していただきたい情報を基礎情報と詳細情報に分けてみました。事故の原因究明とか、その対策を立てるためには、できるだけ詳しい情報提供をしていただきたいところなんですけれども、一方で、あれもこれも聞きますと、情報提供意欲をそいでしまうことにもなりかねない。また、必要な内容であっても、情報提供者にはわからない内容もあろうかと思えます。

そこで、関係機関が後日、追跡調査等を行うに当たって、最低限確保したい内容というのを基礎情報として整理してみました。最低限必要な情報ですから、ほとんどが必須項目です。入力を必ずしてくださいという項目になっております。

この画面の表の中の赤い破線で囲った項目については、一応選択項目ということで、この資料の最後に選択項目の値として例示をしてありますので、御参照ください。

関係機関はこの内容を見て、情報提供者ですとか被害者と接触をし、更に詳細な情報を把握して、事故原因の究明ですとか対策の検討を行うことになろうかと思えます。

その詳細な情報ですけれども、もし今、情報提供者が基礎情報以上の詳しい内容を情報提供できるというのであれば、提供していただいた方が関係機関はより迅速な対応ができるわけですから、そこで基礎情報登録画面の最後に詳細というボタンを用意して、更に詳しい情報の提供を促すことにしたらどうかという案でございます。

その次のページが詳細情報の登録画面です。このようにして、国民からは事故情報を提供してもらうこととなります。

一方、関係機関から提供される情報というのは、様式とか項目等もさまざまでしょうから、先ほど申しました統一フォーマットに変換するとき、今、御説明したような登録画面の項目に対応する形で、変換していこうかなと考えております。

もう一つのヒヤリハット情報についてですが、これは次のページの内容を提供してもらったらどうかと考えているところです。事故情報の基礎情報は大体対応しておりますけれども、ただ、途中にもっと重大な事故の可能性があったと思う理由ということで、どんな状況ならどの程度のけがになった可能性がありますかということ質問して、その対応を参考にしようということです。

国民から提供を求めるヒヤリハットの情報の内容は、今、御説明したとおりなんですけれども、国民からの情報提供意欲という観点から言えば、事故情報の基礎情報とか、ヒヤリハット情報ぐらいの情報量であれば、例えば提供のしやすさということで、携帯電話を利用してということも検討しておりますけれども、その携帯電話用の入力フォームとしても、十分に対応できるレベルではないかなと考えております。

それから、すべての事故情報の提供を求めるのかという点ですけれども、先ほど申しましたように、一応治療期間1週間以上と1週間未満で区切っておりまして、1週間未満につきましては、重大な事故になる可能性があったということやっております、1週間未満の事故について、重大な事故になる可能性がなかったと国民が考えられるようなものについては、あえて情報提供は求めないという整理の仕方もあろうかと思っております。

最後に、国民への情報提供手段の1つとして、自由にデータベースにアクセスして、自由に検索し

て利用してもらうことを想定して、次のページに検索条件の入力画面、それから、ここに書いてあるような項目を選べるようにする。その結果の表示画面をその次のページに作成してまいります。

この検索条件で指定できる項目とか、公表可能な項目については、更に検討を行った上で、国が定める一定のルールということで、その範囲で情報を公表用データベースに抽出して、運用に供するということを想定しております。

以上です。

升田委員長 続きまして、事務局から御説明お願いいたします。

川辺消費者企画課長 消費者企画課長の川辺でございます。お手元にある資料3をごらんください。「消費者庁関連予算の概要（地方支援策のポイント）」というのでございます。

現在、消費者庁設立に向けて取組みがなされているところでございますが、まず地方の消費者行政の支援ということで、今、大きく考えておるのは2つございます。

1つは、基本的にはいかに地方の消費生活相談体制を強化していくかということでございます。2つ大きくツールを考えておりまして、1つは左の緑のところでございますが「消費者行政活性化のための基金の造成」。これは都道府県に総額150億円でございまして、交付金を交付しまして、都道府県に基金をつくっていただく。その基金はおおむね3年程度の間に取り崩していただくんですが、どのような使い方にするかというのは当方でメニューを用意いたしまして、その3年間でメニューを選んでいただいて使っていただく。そういったことを考えております。

もう一つ、右側のピンクのものがございます。これは国民生活センターを活用しまして、国が直接地方の消費生活センターなどを支援するというので、約90億ほどを考えているところでございます。

もう少し基金を説明させていただきますが、左の緑のところでございますけれども、まず3年程度を「集中育成・強化期間」として、相談窓口を強化する。そういったことを考えていただける地方公共団体を集中的に支援を考えております。

この場合、今、基金は都道府県につくと申しましたけれども、都道府県自ら事業をなされる場合は、その基金から取り崩されますし、市町村の事業を支援する場合には、都道府県のその基金から取り崩して、そのお金を市町村に回す。そのように考えておりますので、対象は都道府県または市町村、そんなことを考えております。

主にその場合、上から3つ目の事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のために方針を作成した上で、計画的に推進と書いてございます。おおむね3年程度の大まかな方針を各県ごとにつくっていただきまして、市町村にも大まかな目標なり方針をつくっていただく。それをとりまとめて、かつ都道府県全体のバランスを考えて、都道府県全体としてどのような目標を定めていただきまして、その目標に向かってやっていただく。そういうふう考えております。

基金をつくっていただきましたら、その中からメニューを選んでいただいて、そのメニューを組み合わせ、その地域で一番ふさわしい消費者行政の活性化をやっていただくということでございます。その場合、基本的にはその使い方、組み合わせ方はメニューの範囲内であれば、県及び市町村の自主性が尊重される。そういうふう考えているところでございます。

主な支援メニューとしまして、そこに5つ書いてございますが、1つは「消費生活センター機能強化事業」。これはまさにセンターを新たに設置する。それから、拡充するとき、その最初のイニシャルコストを、こちらの方でお願いいただくということでございます。

もう一つ「消費者生活相談員養成事業」。相談員の方はなかなか地方に十分いらっしゃらない。相談員でなかなか適切な方がいらっしゃらないという声を地方から聞くところがございますので、そういった相談員の方を養成するための事業。

似たようなことですが「相談員レベルアップ事業」というのは、今いらっしゃる方でも、なかなか研修の機会がないとか、そういう方に対して研修の参加を支援するとか、直接研修をするとかいうことで、レベルアップを図っていただく。この委員会との関係で申し上げれば、相談員の方は今、安全とかということに関してはそれほど知識が豊富な方が多くないと聞いておりますので、これを使っていただいて、どこまで専門家に近づけるかというのがありますけれども、普通の方よりは少しは知識はある。そこで全部解決することはなかなか難しいと思いますが、それでも例えばこの件であればこの医療機関とか、ここに相談してくださいとか、こういう対応策がございます。そういうことを答えられるようなレベルアップを図っていただくということを1つ考えています。

もう一つ、下に「消費生活相談窓口高度化事業」。これは実際には相談員の方のアドバイザーをお雇いするという感じでございまして、今、県でも実際やっているところは、多いのは弁護士の方なんですけど、ちょっと難しそうな案件については弁護士の方が週1回、または月2、3回来ていただいて、その方と御相談をする。そういう仕組みを取っていらっしゃる県もございます。そういったものをバックアップします。

これは専門家、別に弁護士さんに限らず、この委員会の絡みで言えば例えばエンジニアの方、または医療関係の方。住宅関係の方、それぞれ専門家の方がいらっしゃいます。相談員の方も必ずしも万能ではありませんので、適当な回数で来ていただいて、その方にアドバイスをいただく。そういった機会をバックアップするために基金を活用していただきます。

最後に「消費者行政活性化オリジナル事業」というのがございますが、これは幾つかこちらで考えられるメニューをつくってみましたけれども、やはりこういうのは地域の自主性、自発的な発意のすばらしいアイデアが出てくるというのがございますので、オリジナル事業とって地域の方から御提案いただいて、それに対してお金を使っていただく。

普及啓発事業なんかが当たるのではないかと思いますけれども、この委員会の関係で言えば、例えば、消費生活センターと警察、保健所、消防など。地域において連携をとったらいよいよところがございまして、そういったものの連携を取るための、イニシャルコストに充てていただくということも考えられます。これは勿論、強制ではなくて地域がお望みなら、地域が自発的にそうお考えなら、そういったような考え方もあるのではないかと一例を示したものでございます。これが大体、基金を使いました支援メニューでございます。

右側の国民生活センターを活用した地方支援はさっと御説明させていただきますが、1つは「消費生活相談専門家による巡回訪問」。消費生活センターは地方に行きますと1人でやっていらっしゃるとか、または役所の方が相談窓口を、いろいろ業務を抱えながらやっていらっしゃる方がいるので、

そういうところにベテランの方が回っていただいて、アドバイスをするというアイデアがございます。

「消費生活相談員育成講座の拡充」。これは国民生活センターが相談員養成講座をやっておりますが、それを地方でもやるということ。

「企業向け研修の実施」。企業のコンプライアンスというのは極めて重要ですので、企業向けに対しても消費者重視の視点での活動を促すための研修です。

最後に「国民生活センターの相談窓口の休日対応」でございまして、休日でも、基本的には各県でも是非休日お願いしたいとお願いをしているところですが、なかなか難しいところもあり最後の受け皿として、国民生活センターでも休日対応をする。そういったことを考えているところでございます。

雑駁ではございますが、以上が地方支援策のポイントでございます。

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。資料1と資料2について質問と確認をお願いしたいと思います。

資料1ですが、全体像が具体的な図も入ってきましたので、つかめるようになってまいりましたが、2ページの(3)のところですが、事故情報分析ネットワークの部分です。

集められた情報をどう分析をするかというのが、非常に重要になってくると思っておりますので、ここで大きな制度が見えるようになってきたことはよかったと思っておりますが、まず、要注意情報の抽出で医療機関ネットワークとアドバイザリーボードが設けられますが、医療機関ネットワークについては定期的に、随時関連する助言を得るという形になっておりますけれども、アドバイザリーボードの方は定期的に要注意情報の取扱いについて助言を得るとなっております、随時ということが考えられていないように、図でもそのように読み取れます。

例えば緊急にこの情報をもう少し詳しく分析をしたいと思われたとき、医療機関だけでは私は限界があると思しますので、このアドバイザリーボードのところも随時ということをお願いができないのかどうかというのが1点です。

2点目は、原因究明・追跡調査なのですが、原因究明機関ネットワークを設けられるということで、今、名乗りを上げておられるところがずっと一覧として付けてありますけれども、既に法律があって、所管する省庁が決まっています、こういった原因究明機関があるところは、連携をお願いすればやるということになるかと思えます。例えばシンドラのエレベーターの事故がございましたが、こういった複合的な原因が絡んでいるようなものについては、所掌する省庁とか法律というのが明確でなくて、そういう場合は犯人探しということで警察が出てきます。

今回の場合もそうなんですけれども、警察に証拠物件が押収をされるということで、刑事事件としての捜査という感じになって、本来、消費者からすると複合的な原因究明をしていただきたいというところが、後回しにされるというところがありまして、こういった警察に入っていく情報でも、やはり消費者側が原因究明のために必要だと思うときに、原因究明が速やかにできるような仕組みというのも考えていただきたいと思えます。

3点目なのですが、資料2で図が入ってききましたので大変わかりやすくなったのですが、3ページのところで事故情報データバンク登録メニュー画面というのがありまして、実際に事故に遭った方はこちらということで、日常生活において傷病を負ってしまった事例と書かれているのですが、実際に自分がけがをすとか、亡くなって命を落としてしまうということもございますけれども、財産被害、例えば家電製品から発火をして、家が焼損をしてしまうということも、私は事故情報だと思うのですが、これは特にこの傷病というところにこだわって、この文言で書かれているのか、それとも勿論そういった財産被害も含むとお考えなのかお聞きしたいと思います。

以上の3点です。

升田委員長 まず、事務局の方からお願いします。

野村消費者安全課長 事故情報分析ネットワークの関係の御質問を2点いただきましたが、資料1の5枚目に御説明を省略させていただきました部分、補足的な情報を整理させていただいているものがございますが、5ページ目の図表と、これも省略させていただきました資料4をお配りさせていただいてございますけれども、そちらをごらんいただければと思います。

まず、ネットワークの中で医療機関のネットワークとアドバイザリーボードの役割分担なんですけれども、今、想定をしてございますのは資料1の5ページ目の一番下のところにボックスがございまして、ここの右の方に第一次分析、第二次分析とございます。

第一次分析の中に医療ネットワークとアドバイザリーボードというのがございますが、医療機関ネットワークに主としてお願い申し上げようと考えていますのは、普段、日ごろから医療機関の方々が接しておられる事故情報の中で、これはなかなか気をつけないといけない性質の情報、症例なのではないかと気になる。消費者庁も注意してウォッチしたらいいのではないかと。そういう要注意情報の提供を定期的にいただく、あるいは事故が突発的に起こった場合には、随時にもちょうだいをします。

勿論、消費者庁の中にも情報分析官といった仕組みをつくってということがございますけれども、限られた所帯で、かつ、霞が関のオフィスビルに座っている人々でございまして、現場からもそういう情報を上げてきていただいて、事故情報データバンクに入ってくる中から要注意情報を抽出するのに御支援いただくということでございます。

要注意情報の抽出をした上で、その要注意情報をどう取り扱ったらいいのか。これは症例の方からではなくて、製品なり物の方からのアプローチが恐らく必要だろうということで、ここは工学的な専門を持っておられる方に御協力をいただきまして、要注意情報の取扱いについて、これはこういう試験研究機関に回して、もっと分析をした方がいいとか、こういう海外の分析事例があるから、それを参考にしてテストをしてみたらどうかとか、そういうアドバイスをいただくというのが、このアドバイザリーボードをお願い申し上げようと考えていることでございます。

ですから、アドバイザリーボードから随時助言をちょうだいすることもあり得るのではないのかということに関しては、検討いたしたいと思うんですけれども、今の情報といたしますか、分析作業のフローといたしましては、消費者庁の中の情報分析官が、医療機関ネットワークのサポートを受けながら要注意情報の抽出をして、抽出をした上で、その抽出情報の取扱いをどうしようかということは、アドバイザリーボードの意見をちょうだいしながら、必要に応じて分析機関に回すというフローを考

えてございますものですから、ある程度の抽出ができた段階で御相談をするという意味で、定期的という書きぶりになってございます。

ただ、そういうフロー以外のフローがあり得ないかどうかということは、もう少し検討させていただきたいとは思ってございますが、基本のフローはそんなフローを考えているのが、今の検討状況でございます。

それから、下の第二次分析というところに、ここに原因究明機関ネットワークということで、今のところいろんな分野の機関にお願いする件数が20、30件ぐらい年間あるかなということで、つくりつつあるところでございます。ここは先生から御指摘のとおり、複合的な分析をしなければいけないようなケースがあり得ると思いますし、消費者庁が出ていく場面というのは、むしろそういう場面、その司、司でやることでなくて、消費者庁が横断的に複数の機関にお願いして、複数の分析結果を突き合わせてこういうことではないかと、まさに透き間事案のようなケースにおいて、そういう対応を消費者庁がしなければいけないケースというのは、先生が御指摘のとおり複合的なケースなどではないかと思っております。今10機関弱ぐらいの機関に御協力をお願いしようとしてございますけれども、それらの機関と連携をして複合的な体制をつくっていくということを考えてございます。

ただ、例示として警察との関係のお話ございましたけれども、科学捜査研究所の方で対象物を持って行ってしまったような形の扱いのどうかということは、これは施設ワーキングでも同じ御指摘をいただいていると思います。捜査の優先性との関係性をどう考えるかというのは非常に難しい問題で、引き続きの検討課題だとは思ってございますけれども、科捜研の話は別途の検討が必要かなと思っておりますが、一般論として申し上げれば複数の機関に御協力をいただきながらの体制を構築していくということ、これはやっていきたいと考えてございます。

升田委員長 3番目の質問につきましては、国民生活センターの方からお願いいたします。

国民生活センター 御指摘の点なんですけれども、少なくともこれまで内閣府のどの協議等の中で、今、財産被害まではこのシステムでは想定しておりませんので、また検討させていただきたいと思っております。

ただ、質問項目その他も変わってきますし、今、野村課長の方でお話があった事故情報分析ネットワークの中で、財産被害のところをどうやっていくかということも、検討しなければいけないのかなと思っております。

升田委員長 野村消費者安全課長、どうぞ。

野村消費者安全課長 念のためでございますが、財産被害の話は昨年12月のときのこの委員会でも御議論が、リコールとの絡みであったかと思っておりますけれども、例えば別に生命、身体の被害は発生していないんだけど、テレビが火を噴いた。これはどういうことなのかというのは、もしその近くにだれかがおったならば、生命、身体の被害が発生するわけですから、生命、身体の被害が発生するおそれがある情報ということであると理解をしております。そういう意味における財産損害というのは当然対象になるということでございますが、そうでない例えばB to Bの中での経済損害とか、そういうものは対象外だと整理をさせていただいております。

升田委員長 ほかにはいかがでございますでしょうか。

向殿委員どうぞ。

向殿委員 少し確認ですけれども、各省庁で各部署いろいろデータを集められていると思うのですが、今の話を聞きますと、例えば製品安全をN I T E とかで集めていますけれども、そのN I T E は自分のところで集めた情報を、また改めて消費者庁へデータをインプットするということで、二重手間みたいなことをやるのかという確認が1つ。

それから、各部署でやはり原因究明をやって、自分なりに結果が得られたとすると、その結果はその部署だけでとどまるのではなくて、消費者庁にもちゃんと伝えて、ここで公開するルートはあるのかというのをちょっとお伺いしたいのです。

升田委員長 事務局の方からお願いします。

野村消費者安全課長 1点目の関係機関から更に消費者庁事故情報データバンクの方に登録するという二度手間になるのかというのは、ちょっと表現の仕方はあり得るかと思いますが、関係機関を経由して入ってくる情報に関しては、そういうことになります。

そこはただ、タイムラグが発生したり、人間がやることですのでつい忘れましてとか、そういうことになると有効性が乏しくなりますので、システムチェックに各関係機関が、例えば保健所なり何なりからその情報を得たときに、システムに入力するときに、同じタイミングで、ちょっとテクニカルになりますけれども、霞が関の中のイントラネットに掃き出し作業をしていただいて、それを国民生活センターの方でデータとして拾いに行くというような、自動的に収集が同じタイミングで入ってくるような仕組みづくりをしようということで、関係省庁さんと御相談をさせていただいているところでございます。

済みません、2点目の質問の趣旨がちょっと。

向殿委員 2点目は、例えばある研究所でちゃんと究明して原因がわかった、しかし、そのデータに関しては消費者庁にこういう事故があったというデータは来ているけれども、原因究明の結果を消費者庁は知らない、と言う心配です。各研究機関でわかった原因を消費者庁に伝えて、消費者庁はこのデータベースで一般に広げるといふ、そういうルートはあるのですかという質問です。

野村消費者安全課長 事故情報の収集の場面ではなくて、原因究明をした結果の発信の場面ということでございますね。

向殿委員 そうです。原因究明結果の収集です。

野村消費者安全課長 正直、ちょっとそこまで頭が十分まだこの整理の中にできていないと思います。今、御指摘のところは、ここの中に入っていないフェーズのことに関する御指摘だと思います。

ただ、一般論として消費者庁と関係省庁のデマケは、関係省庁を複数にまたがるような横断的な事項あるいは縦割りの中ではっきりしないもの、いわゆる透き間事案。こういうものを消費者庁はやっていきなさいとなってございます。

関係省庁さんが御自身の専門性の中で問題を解決しているところに関して、何で私のところに報告に来ないんだという仕事の仕方では、一般論としてはそういうことではないかと思っておりますけれども、ただ、消費者に対して専門機関だけがわかっていて納得しているということだけでなく、消費者のために、これはこういうことなんだよということを、わかりやすく発信していくような取組みと

ということが、消費者庁に求められる取組みなのではないかという意味におきましては、非常に重要な御指摘をちょうだいしていると受け止めてございます。

向殿委員 私が例えば消費者として考えたら、事故があった時、どこに報告書があるか。また、研究所としても、経産省に報告したけれども、これは消費者庁にもやらなければいけないのか。また、ダブったりするとデータが2、3か所から出てきて、消費者庁は同じものなのか別なものなのかという区別する手間がかかるのではないですか、というのが最初の質問の半分の意味です。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。

升田委員長 ただいまの御指摘の点は、確かにペーパーには必ずしもきちっと整理されていないようですので、今日の御指摘を踏まえまして、また検討させていただきたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。たくさん挙がりましたが、まず中川委員どうぞ。

中川委員 3点、質問ないし御提案です。1つが資料1の公表に関して。2つ目が資料2の事故情報のデータベースの入力。3点目が最後に予算の関係であります。

まず、公表についてです。事故情報データバンクでの公表用データベースで公表するものは、消費者庁としての公表なんだろうと思いますけれども、その場合、生活センター独自の公表とか、あるいは各省庁独自の公表もなされ得ると思うんですが、そこで足並みが乱れていてこちらが混乱すると国民側から言われることもあり得ると思うんです。

事故情報データバンクに基づく場合は、消費者庁がつくったルールに従って、どの程度公表するかを決めるわけですが、各省庁がもう少し踏み込んだ公表をしたいといった場合にどうするかという辺りを、あらかじめ考えておく必要があります。

関連して、公表に関してもう一つ。前回、私は公表についてお話をいたしました、そのときに私自身も言い忘れたことがございます。わかりやすい事故情報の公表ということを考えますと、公表した後どうなったかというフォローアップ情報も公表することが必要ではないかと思えます。確かに事故はあったんですけども、その後こう改善しましたとか、原因がほかにも複合的であることがわかったかといった事柄です。一度公表してそのままというのはなかなか無責任な感じもいたします。今までは事故情報をどのように公表するかというルールだけ考えてきたんですけども、公表したあとのルールづくり、その情報をいつまで公にしておくのか、問題が解消したらただホームページから消すというのも、考えものだろうと思えます。フォローアップ情報も一緒に、公表のルールとして考えておくべきだろうというのが、これは御提案であります。

第2点は、資料2の事故情報データバンクの入力のイメージなんですけれども、データバンク画面表示(案)を拝見しまして、これを入力できる人というのはだれだろうと思えます。なかなか入力しづらい、慣れなければ難しいのではないかと感じます。

実際にこういうデータベースに入力できる人というのは、事故に遭った本人ではなくて、事故に遭った人が相談員に相談して、相談員が入れてくれる。そういうことではないかと思えます。

しかし相談員が入力するのであれば、市町村の消費者相談センターからデータバンクに入力することになり、これは図でいうと、関係機関、省庁等からの入力ということになってしまうのでしょうか。そうであれば、国民が自らこの画面に入力するということは、結局、余りないのではないかと

という心配があるんですけども、一個一個の項目をクリックしながら入力するのは、慣れた人でないと難しいのではないかなという印象があります。

それから、事故情報は届けたいけれども、名前だけ書きたくないという、匿名で入れたいという人が必ず出てくると思うんです。そういう人たちにはこの画面では対応できないことになっています。必ず名前を書けということになっておりますけれども、そういったことも含めて、余り活用されないのではないかなという心配を少しいたしました。これが御質問ということになります。

最後の3点目ですが、これは予算のことなんですけれども、1つは消費者相談員の養成も1つの地方自治体に求めるものとして、奨励するものとしてお考えということですが、相談員が少ないというのはどういう原因があるのか、どのように原因を認識されているのか。

例えば病院に1人、消費者生活相談員の研修を受けている職員がいるとか、委嘱を受けている人がいるとか、あるいは例えば行政書士の方々をお願いして、そういう相談員として委嘱させてもらうということをしてはどうでしょうか。

病院職員の方あるいは行政書士の方に、こちらからお願いをして相談員として取り込んでいくということをしなないと、なかなか更地で、いきなりだれかお願いしますと言うんでは、相談員の拡充は難しいと思うわけです。そのような取組みがなされているのかどうか。もしなされていないのであれば、トライしてみる価値はあるのではないかと思いますけれども。

予算に関してはあともう一個、これは純粋な質問ですが、自治体に基金というのを手当てするとあります。これは補助金とは違うんだと思いますけれども、技術的にどう違うかをご説明いただきたいと思います。つまり、150億を都道府県の基金とやると、各都道府県につくるのであれば各自治体平均3億円ですけれども、基金だからいきなり全部使うわけにもいかないのかなと。3年かけて3億円程度で何をするんだらうというので、私としてはなかなかイメージが沸かなかったのです。補助金なら1年で全額使えますけれども、基金にしたという趣旨はどこにあるんでしょうか。これは御質問です。

以上です。

升田委員長 まず、御質問のうちの2番目の入力できる者の能力というのは、ここで幾ら議論しても多分解決がつかないと思いますし、匿名性は従来からの議論にありますので、これは御提案ということで承っておきたいと思いますが、1番目の公表はだれがやるのかということと、フォローアップ情報をどうするのかというのを、まずお願いいたします。

野村消費者安全課長 1点目の公表の在り方、御指摘に関しては貴重な御指摘をいただいたということで、検討させていただきたいと思いますが、公表するときの各省と足並みが乱れたりしないのかということ、それから、公表した後どうなっていくかということも発信していくべきだということ、これはいずれはきちんと踏まえて検討を進めたいと思います。

お話を伺いして感じてしまったことは、事故情報そのものの公表ということと、その事故情報を受信したことによって、どういうふうに対応していくのかということに関する情報の発信ということと、2段階あるのかなということはお話伺いして感じていただくことでございます。

その事故情報そのものの公表の在り方ということは、個人情報の扱いでございますとか、情報公開

のルールはどこで線を引くかとか、一定のルール、考え方、よるべきものがございまして、関係省庁の間でそこに大きな扱いの違いが生じるということには、ならないのではないかなと思ってございますけれども、確認をしながら相談を進めていきたいと思っております。

ただ、更にその事故情報を受けて分析を試みたり、対応を考えたりというところに関して、付加的な情報に関してはそれぞれの専門性を生かして、情報を発信していくという場面は当然あり得るだろうと思っておりますし、消費者庁は消費者庁自身として、これは重大事故情報だと受信をした以上は、それがどういうふうになっていったかということは、フォローアップをしていく、発信をしていくということは当然の責務として位置づけなければいけないと思っております。今の論点整理の中では、そこはきちんとした位置づけを与えられていない論点だと思っておりますので、更に検討した上で位置づけてまいりたいと思っております。

升田委員長 予算の点につきまして、相談員については各地域のいろんな実情もあろうと思っておりますので、御提案として承っておきたいと思っておりますが、基金の性格についてはいかがでしょうか。

川辺消費者企画課長 済みません、少し役所っぽい説明になってしまいますけれども、2点メリットがあると思っております。1つは補助金といった場合にはかなり用途が限定され、この用途に使いなさいということになってしまいます。私が先ほどメニューと申し上げたように、その中で地域の実情に合わせて強化したいところができると思っております。そういう意味では基金方式にした1つはメニューを豊富にできる。地域の実情でできるということですので。

もう一つは、基本的に予算は単年度主義ですから、1年使うというのが原則でございまして。基金で3年というのは、地域によってやはりペースというのはかなり違うところがございますので、3年間のうちで地域の中で柔軟に運用していく、使えるようにしていくということで、基金方式を取っているとっております。

升田委員長 青木委員どうぞ。

青木委員 恐れ入ります。まず、事故情報のデータベースなんですが、この主眼は私は各関係省庁が持っている、例えば薬事法における厚生労働省が持っている事故情報ですとか、経済産業省が持っている情報ですとか、その一元化という主眼だと理解していたんです。ですので、直接国民から収集する情報というのは、かなり性格が違うと思うんです。

これはまず一次情報であって、入力した情報については関係省庁がやる場合は我々事業者も含めてですが、事実確認とかそういう過程が経られますし、当然申し出ている本人に対する対応をどう対応するか。これが並行して走っているんですが、このデータバンクはここに登録するということは、国民が直接登録した場合は、その方に対してだれかが何か返事してくれるのか、対応してくれるのかという、そういう辺りの整理をしておかないと、これは各市町村の窓口でやっている、事業者が対応している、あるいは国民生活センターが直接対応しているとか、その辺が私は収集のデータベースの構築のお話等の中から見えなかったものですので、その点をまず1点教えていただきたいと思っております。

升田委員長 事務局の方からお願いします。

野村消費者安全課長 事故情報データバンクは、これは2つの性格があると御理解いただいて、そ

のとおりかと思います。関係機関がそれぞれに持っているデータの共有化を図ろうということと、一般の消費者が事故に遭った、あるいはヒヤリハットをしたという情報も、これは消費者の安全・安心確保のレベルを高めていくために、そういう情報そのものが貴重な情報源である可能性がございます。こういう製品でヒヤリハットをしたよということ、それ自体でどうしてくれと直ちには結び付かないかもしれませんが、そういう情報そのものを消費者行政のレベルアップにつなげていく、活かしていこうということを受信できる体制をつくろうという2つでございます。

勿論、まさに重たい被害が発生しているときには、インターネットから書き込みをするよりは、病院に駆け込むとか、保健所に駆け込むとか、そういうことが通常と考えられますので、インターネットに書き込んで、だからどうということには結び付かないかもしれませんが、主としてその一手手前のような情報であっても、貴重な情報、生かすべき情報が含まれているであろうということで、それを受信できる仕組みをつくるということで、こういう枠組みを検討させていただいているところでございます。

青木委員 その点に関しては、やはり第一次情報の場合は事実確認が必要だと思うんです。それは逆に言うと、ここに書き込んだ消費者にとっても、何をどう確認してやるか。その部分の概念が、ただこういうことがありましたという情報提供だけのレベルを考えているとすると、その像が合っていないと、やはり事故は最初に起こって、その後経過が必ずあるし、その間にいろいろわかっていくこととかがあると思うんです。1回入れて、全部完結した段階で入れてくださいという趣旨でとらえられているのかというところが、ちょっと私は疑問に思いました。

あるいはもう既にどこかの市町村に申し出ている、事業者に申し出ているとか、そういうところが入力画面をざっと見たときになかったものですので、この扱いはどうしていくのかなというところは、明確にさせていただいた方がいいと思います。

升田委員長 私の理解する範囲では、国民の方から直接入力されても、そのままそれをすぐに信頼できる情報という取扱いにはならないということで、どの程度どうやるかというのは今後の検討だと思いますけれども、確認作業は必要だという理解はしております。

今のはその部分の記載がどうかという、御質問と提案ということになるわけでしょうかね。

青木委員 済みません、もう一点だけ。

起こったことに対して原因調査をされた、そこがちゃんと公表される段階では、どういう調査がされてどうだったのかということを含めた公表でないと、ただこういうことが起こっていますというだけが共通化されても、やはり意味がないと思うんです。ですから、そこら辺のタイミングですとか、どういう時間軸でこれを共有していくのかというのを、もう少し整理していただけたらと思っております。

升田委員長 今の青木委員の御指摘は、ほかの委員の方々からも先ほど来出ておりますので、そこはまた検討させていただきたいと思います。

大前委員どうぞ。

大前委員 この情報のシステムを見ますと、ほとんど急性の傷害というのをターゲットにしているような感じがします。例えば食品を長期にわたって摂取して起こり得る健康影響、慢性の障害なんか

の場合は、このシステムの中でどのように扱うのかという点が1点。

もう一点は、資料2の選択項目等を見ていますと、医薬品が入っているんですが、医薬品による副作用とか、そういうものも情報収集の中に入っているのかという点をよろしくお願いします。

升田委員長 これは国民生活センターからお願いいたします。

国民生活センター 広く収集するというので一応、選択項目は用意をしているんですけども、当然例えば副作用情報等は厚労省にも入ってくるでしょうから、その情報とマッチングをして、実際に何か対応が必要であれば厚労省の方が対応するとか、そういう流れを考えております。とりあえず入ってくる情報については、逆に国民に、これはいいです、悪いですという判断をしていただくというのも問題だと思いますので、入ってくる情報は特に拒まないということで一応考えてはおります。

最初の方の御指摘の慢性云々のところなんですけれども、申し訳ございません、ちょっと急性、慢性という概念は自分の中で検討する中で、明確に区別はしておりませんでしたので、少しそこは中で検討させていただきたいと思います。

升田委員長 越山委員どうぞ。

越山委員 1点だけなんですけれども、1回目の会議の資料で、このデータベースの背景には、経済産業省の重大事故情報の収集制度が盛り込まれるようなイメージのものがあったように思っているんですけども、あの情報だところらの国民生活センターさんの方に、その情報がいつてしまうのか、それとも経済産業省は経済産業省でその情報をまた別途収集しながら進むのかというのは、とても大事なお話なのかなと思っております。

その1つの理由としては、もし国の法的な背景がある収集制度があるのであれば、その情報というのは多分、国自身のデータベースに入るべきなのかなという気がしているので、これはあくまでも現在のパイオネット、更に社会的に情報を共有できるような、拡充するというイメージにむしろとらえられるような気がするので、ちょっとこのデータベースのイメージが、いまいどちらの方向に向いているのかわかりにくいので、もしよろしければ教えていただければと思います。

升田委員長 私が答えるのも何なんですけれども、これは両方併存するというシステムづくりだと理解しております。ですから、従前のものは従前で、それぞれの担当の部局でおやりになる。先ほど御指摘のように、国民生活センターとしては一元化のために拡充する、強化するという御趣旨だろうと思います。よろしいでしょうか。

越山委員 はい。

升田委員長 佐野委員どうぞ。

佐野委員 それで一元化になるというのがよくわかりません。今お話を聞いていますと、私も今まさに越山委員と同じで、1つのデータベースの中にすべての事故情報が入ると考えておりました。それが一元化だと思います。情報の発信もそこからする。先ほどのお話のように、各省庁からまた同じような情報発信をしたのでは、一元化にならない。消費者が望んでいるのは、1つのところから情報を出してもらう。そうしないと、同じ事故が違うような形で書かれると、わかりにくい。それが一元化のもどだったと思うんです。

私はこの事故情報データバンクに消費者が登録するヒヤリハットなどは非常に重要なことだと思

いますが、経済産業省やN I T E、F A M I Cが持っている事故情報をどう扱うかというのは、やはり一元化するべきだと思っています。

先ほどありましたが、関係機関との連携という形でおっしゃられていますけれども、今までN I T EやF A M I Cが、重ねてきた経験からノウハウを持っているので、それを十分に活用するべきだと思っています。製品事故については、もっとN I T Eの方に活躍していただいて、それをうまく国センとかF A M I Cを併せて一元化する。それが一番消費者にとってはわかりやすいのではないかなと思います。

今のこの形だと、更にもう一つ情報提供の場所ができてしまい、更に複雑になる気がします。最初考えていたのとちょっと違うような気がするのですが。

升田委員長 私個人的なことを言うのは何ですが、必ずしもそうではないとは思いますが。

原委員 同じことで確認なんですけれども、資料1の2ページの上から3行目なんですけど「関係機関が保有する事故情報について、可能な限り広範にデータバンクに取り込んでいく」と書かれていたので、今、お話があったような情報は一元化の中でここに入ってくると理解していたのですが、それもちょうど重ねて質問をお願いしたいと思います。

升田委員長 それでは、事務局からお願いします。

野村消費者安全課長 重大事故情報報告公表制度の枠組みの中で入ってまいります情報や、それに準ずる情報でN I T Eで集めておられる情報でありますとか、保健所から入ってくる情報あるいはF A M I Cが持っておられる情報。そういうものをこのデータバンクの中にすべて取り込んでいくという枠組みでありますので、そういう意味において関係機関が情報共有化を図るということで、一元化を実現していこうということを考えてございます。

ただその情報が集まっている状態と、関係機関がそれぞれの行政目的において情報を収集して情報を持っているという状態が、情報の一元化の中で併存しているという状態は排除されないのではないかなと思っておるんですけれども、ただ、一元化をしたけれども、この部分はそもそもN I T Eさんからもらっている情報だから、その扱いもあちらでやっているのではないですかということでは、何のために共有化を図っているのかということがあるのではないかなという御指摘なのかなと受け止めていただいております。

データバンクの中に入っている情報自体、幅広くいろんな機関からのものが、共有化が図られるということ自体は実現できると思うんですけれども、集めた後の対応に関しても、データバンクに入っているけれども、中にミシン目がついていて、その後の対応に関しても縦割りになっているということにならないように、集まった以上は全体を通して、重要なものは重要、気をつけないといけないもの、透き間事案は透き間事案ということで、能動的に、積極的に消費者庁なりが一元的に対応していくところを、きちんと担保していくようにという御指摘をいただいていると理解をさせていただきました。

升田委員長 多分、御懸念はコンピュータの世界ですから、それぞれのところが持っているも、それは一元化と言えば一元化なんです。ただし、必ず漏れなくきちっと管理しているという意味で、消費者庁が責任を持ってやるということだと思います。

ただし、その情報のその後の利用の仕方あるいはその後の情報が変わったような場合に、それぞれが矛盾するようなことがあってはいけないという御指摘は、全くそのとおりだと思いますが、そこは運用の問題になろうかと思えますけれども、情報の一元化で従来、一昨年以來少なくとも議論になっております議論を振り返りますと、今日御提案になっているような基本的な考え方で、まとまってきているのではないかという具合に思えます。

ですから、ここで提案されているのは、何も事務局の方で従来とは違うアイデアをお出しになっているわけではないという具合に、理解できると思えます。

鶴岡委員、どうぞ。

鶴岡委員 まず、資料1の3ページ「潜在的な事故情報の受信」のところですが、いろんなトラブル事故の情報について、内部告発情報の役割というのは非常に大きかったという事例が多々あったわけです。まさに社会的に顕在化していない場合の情報、これが内部告発情報によって提供される。それがきっかけで安全・安心の確保が図れるという流れというのは、やはり重視すべきだと思うんです。消費者庁が創設された場合に、そういう内部告発情報をはっきりと受け止めるんだという窓口をつくる。これが重要ではないか。

なぜ消費者庁なのかということですがけれども、例えば農水省での事故米の問題あるいはミートホープの問題。あれはいずれも内部告発情報があって露見したわけですがけれども、その扱いがかなり消費者サイドから見て、不十分な扱いが行われていたと言わざるを得ない。

そういった情報を消費者庁という第三者的な性格、産業振興官庁からみれば第三者的な性格を持った機関が扱うというのは、当該官庁がその問題をどう処理していくのかということをチェックするような、そういう形になるのではないかと思うんです。そういう意味で消費者庁に内部告発情報の窓口を国民にわかるように明示する。そういうことが必要なのではないかと1つ思います。

もう一つは、事故情報データバンクについての質問意見という形になりますけれども、途中退席しなければならないので、資料7の説明とちょっと重なる部分があるのでよろしいですか。

升田委員長 どうぞ。

鶴岡委員 前回、新聞社告について幾つかの疑問が提示されたということで、その疑問というのは特に若い世代、新聞をろくに読んでないではないか。私も講義をしている大学の学生に聞きますと、毎日、新聞を読みますという学生はわずか4分の1程度ということで、がっかりしています。この資料は日本新聞協会が新聞を始めとする、さまざまなメディアに接触している状況を調査した、2007年度版の調査結果なんですけれども、このデータで見ますと、確かに若い世代の新聞の接触状況は余り芳しくない、低い。

しかしながら、特に30代以降、言ってみれば家庭での責任度が高くなる世代、これは次第に接触率が高くなっていくという傾向があります。

それから、これに対してインターネット。これは情報量が非常にたくさん発信できるということで、やはり有益なメディアであろうと思うんですけれども、これは逆に若い世代の接触率が非常に高いが、年代が上がるにつれて下がっていく。

したがって、これから言えることは、私が思うのは、新聞は依然として、特に家庭生活に責任感を

感じる世代。この人たちには割合接触されている。したがって、新聞社告の意味合いというのは、やはりそれなりにあるのではないかと思います。

しかしながら、これだけではやはり不十分である。実際に新聞の販売部数が減少しつつあるというのも事実ですし、逆にインターネットの利用率が高まっている。普及がどんどん進んでいるという実態がありますから、この両方をメディアミックスという形で活用していく。そのメディアミックスの活用の仕方の1つとして、国民生活センターの事故情報データベースの方に移るんですけども、このデータベースのところにリコール情報を加えられないかという点はいかがでしょうか。

升田委員長 国民生活センターからいかがでしょうか。

国民生活センター 実は今、国民生活センターのホームページに、現在新聞に出ております社告については既に収集をして常時掲載をしております。ですから、このリコール制度が充実して、いろんなところから出てくるものであれば、今は新聞から集めていますけれども、直接私どもの方にも同時に提供していただけないかということになれば、それは可能だと考えております。

升田委員長 第1番目の点については、法律の解釈の問題もあると思いますし、検討させていただくということでよろしいでしょうか。

鶴岡委員 はい。

升田委員長 そのほかの委員の方も多分御意見おありだと思いますが、なお最初の議題につきましては審議を続ける問題でもありますし、誠にもって恐縮なんですけど、本日はもう一つリコールの問題についても、できれば成案を得たいと思っておりますので、そちらを優先させていただきまして、ほかに御意見がありましたら、誠にもってこれも恐縮なんですけれども、書面等でもし御意見いただければお願いしたいと思います。

それでは、以上のように取り計らわせていただきまして、第2の議題でありますリコール促進のための取組みの強化について取り上げたいと思います。これは前回の委員会で御議論いただきました、リコール促進の共通指針素案について委員会での御議論、またその後、委員の方からたくさん御意見をいただきまして、更に関係省庁との調整を踏まえまして、事務局におきまして「リコール促進の共通指針(案)」というものを整理しておりますので、説明をいただきたいと思います。

野村消費者安全課長 では、お手元の資料5、資料6及び資料7をお目通しいただければと存じます。

資料5「リコール促進の共通指針(案)」でございます。これは前回の委員会で告示させていただきました素案からの修正箇所を下線ないし吹き出しで記させていただいている資料でございます。

まず、表題の「リコール促進の共通指針」というもの、これは消費者基本法のワーキングなどを踏まえてこういう表現にしておりますけれども、もう一つタイトルだけ見て内容がわかりにくいという御指摘をちょうだいいたしまして、副題といたしまして「消費者の視点から望まれる迅速・的確なリコールの在り方」という副題を付させていただいております。

「 . 基本的な考え方」の4番目のところでございますが「事業者は、リコールに関する情報を正確にわかりやすく消費者に伝える」と御指摘を踏まえて修正をさせていただいております。

2ページ目「 . リコールを開始する」「1 . 開始の意思決定」の2つ目のポツでございますが、

リコールの開始の判断は危険性の程度に応じて迅速・的確に行うと、素案としてございましたものを「被害の大きさ、被害の性格（多発性、単品不良など）被害発生の原因（製品に起因する、消費者の使い方に起因するなど）に応じて」と修正をさせていただきます。

2 ページ目から3 ページ目にかけてでございますが、3 ページ目のクラス の下、素案の段階でクラス となつてございましたところを削除させていただきます。この内容に関しましては、関係者の中で御理解をいただいているところでございますが、リコールという概念が、安全性を欠いていて被害が生じている場合における是正措置と定義をさせていただきますが、被害の発生のおそれが極めて小さいというケースの、消費者の安心確保のための対応というものは、クラス 、 と同一平面では整理できないのではないかとということで、こういう形に改めさせていただきます。

3 ページ目「2 . 複数の事業者間の関係」の2 つ目のポツでございますが、O E M、P B のケースに関しまして、現在の実態を踏まえつつ、表現を改めさせていただきます。

5 ページ目でございますが、3 ページ目の修正に対応したクラス に関して修正をいたさせていただきます。

6 ページ目「(2) 直接伝達」でございますが、消費者側の同意の下という表現でありますけれども、個人情報保護法におきましては、生命身体の被害が発生している等、緊要性が高い場合における個人情報の扱いについては、適用除外となつてございますことから、常時消費者側の同意の下ということではないことを表すために、修正を加えさせていただきます。

「(3) 新聞社告」でございますが、リコール社告に関する規格、J I S 規格となつてございましたところを、限定を外すために修正をさせていただきます。

7 ページ「 . 関係者間の連携・協力」でございますが、事業者団体に関する記述1 ポツ、それから、消費者団体に関する記述2 ポツに関しまして、実態を踏まえた記述に改めるための修正を加えさせていただきます。

8 ページ目「 . その他」でございますが、1 つ目のポツ「本指針を参考に、未整備な分野については、対象分野ごとの特性に応じた指針を、官民の協働により作成する。また、既に指針が整備されている分野でも、本指針を参考に必要に応じ改訂等の措置がとられることが望ましい」という記述を加えさせていただきます。

3 つ目のポツでございますが、先ほども少し議論がございましたが、「おそれ」で読めるような財産被害に関しましては、対象にしているということによろしいかということ、前回委員会の中で確認をいただきまして、明確になったということで、ここは記述を改めさせていただきます。

続きまして、資料6 でございますが、複数の委員の方々から御意見をちょうだいしておりますものの中で、逐一的に御説明申し上げますが、資料5 で反映させていただいている部分に関しては、反映をさせていただきますけれども、指針の性格上、指針の中に取り込むことができませんでした論点に関しまして、資料6 で整理をさせていただきます。

これに関しましては、今後、委員会のとりまとめの中で取扱いをさせていただければということで、整理をさせていただきます。

大きな論点としては、3 点ちょうだいしていると理解させていただきます。1 つ目は「行政機関等の役

割」に関する記述が必要であるという御意見、御指摘をいただいております。

より具体的には、1つにはリコール情報の収集・分析・提供、こういうことをしっかりやっていくべきであるという御指摘をいただいております。

行政によるモニタリングでございますが、現実的にはリコールを回避する事例も散見される場所であって、適切なリコール実施について行政がモニタリングをするなど、リコール回避を克服するための方策を検討すべきである。

地方自治体の役割は重要であることにかんがみて、国・地方自治体間の連携強化について検討をすべきである。

海外事例の収集に努めるべきであるとの指摘をいただいております。

2つ目の論点としましては「環境整備」に関しまして、大きくは2ついただいていると思っております。

1つは中小企業への支援でございますが、中小企業者が実際にリコールができるように、どういうことができるか、有効な仕組みづくりについて検討を進めるべきである。これに関しましては、2010年秋に発行が予定されておりますISOの検討状況なども踏まえて、検討を進めていくべきであるという御指摘をちょうだいしております。

もう一つには、消費者側の課題というものもあるのではないかと御指摘がございまして、消費者が事業者に対しリコール実施を働きかけていくことを、可能とするような環境整備。具体的にはリコールに係る情報へのアクセスの容易化、リスクコミュニケーションの強化・拡充などの取組みが、進められるべきであるという御指摘をちょうだいしております。

3番目のポイント「共通指針の今後の課題」といたしまして、サービス、役務の扱いをどうするかという御指摘をいただいております。この点に関しましては、もう少しブレークダウンいたしますと、事業者用製品を用いてサービスを供給しているケースにおいて、消費者の身体に定型的な危険がある場合、安全確保のため是正措置をとる主体として、物品、事業者用製品そのものの製造あるいは輸入事業者が主体になり得るケースと、それを利用してサービスを供給している主体と、両方があり得ますけれども、その役割分担をどのように考えるべきかという論点がございまして。

また、サービスの供給者にはさまざまな立場がございまして、非常に専門性の高い方あるいは資格を持っているけれども、それほど専門性までは至っていない介護福祉士のようなケースあるいは資格を問われないエステ事業者のようなケースといったものがあると思われまますが、そういった資格などにおいて区別する必要があるか検討課題としてはあるのではないかと御指摘をちょうだいしております。

サービスの扱いに関連しましては、EUの一般製品安全指令でございますが、ISOの26000の検討等が進んでございますが、その中での扱いも参照しながら検討を進めるべきであるという御指摘をちょうだいしております。

これらとの対比の中で、物品の使用と関わらないサービスの瑕疵について、どうとらえるかということの検討も必要であるという御指摘をちょうだいしております。これらに関しましては、指針の性格から盛り込むことの難しかったところに関しましては、お断り、御容赦を申し上げたいところではございますが、更に今後の検討の中で、しかるべき位置づけを与えていくべき論点ということで、

資料6として整理をさせていただいているところでございます。

升田委員長 それから、前回以降、各委員からいろいろ詳細な御意見も書面でいただいておりますけれども、それは資料7ということでお配りさせていただいております。

今後のスケジュールですけれども、これは実は前回も既に御了解いただいたところではあるんですが、パブリック・コメントなどなどの手続に入りたいと思っております。従前から非常に難しい問題が多分、サービスの取扱いと財産的損害で、人身損害になりますと、これは入るわけですけれども、純粋財産的損害といえますか、定義がどの範囲かというのも、また廣瀬委員から疑問が呈される可能性もあるんですけれども、なかなか難しい議論があります。その部分は今回私どもの検討課題からちょっと外れておまして、そういう意味で今後の検討課題ということで、とりまとめさせていただいております。

なお、最初の議題につきましても、今後報告書を取りまとめるという作業に入りますけれども、またその辺でどういう意見を盛り込んでいくかということもありますので、そういった全体的な中で御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思いますし、非常に恐縮なんですけれども、重複の部分は避けていただければ、時間の関係もありますので、そういった辺りを御協力いただければと思います。

それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

向殿委員、どうぞ。

向殿委員 議論を戻すようで申しわけないのですが、クラス がなくなったということですが、これからもしかしたら回収、修理、交換という安心のためのものが相当増えるという気はしますので、このクラスもあってはいいのではないかと。

その場合には、安心のためか、人体に影響するか、死亡事故につながるかと3クラスあったら、それぞれマークを付けて、ぱっと見ただけで、これは安心して見なくてもいいのか、これは見なくてはいけませんが一目でわかるようなマーク付きのリコール情報を提案したらと思うのですが、考えていただければありがたいと思います。

升田委員長 これは直ちにお答えは、いかがですか。

野村消費者安全課長 御指摘の後段の方、わかりやすいリコールをしているよということの、消費者の受け止めやすいような発信の仕方を工夫していくべきであるという点は、大変貴重な御示唆ということで受け止めさせていただきたいと思っております。

クラス に関しては、実質上記載は素案以降の記載を保ってございまして、安心確保のためのリコールというものも重要だということで、関係者の間でも合意を取れていると思っております。

表現ぶりの問題でございますけれども、特に事業者関係者から御意見をちょうだいしていただきましたのは、国際的なルールとの平仄ということを御指摘いただいておりますので、クラスの ~ で同じ平面で語ってしまうと、これもリコール対象製品である、全部世界回収しろ、そういう議論にはなかなか国際ルールからすると難しい面があるのではないかと。

ですから、日本国内において消費者の安心を求める、非常にレベルの高いニーズに対して、きちんと対応していくということと、それを何と呼称するかということが、一応整理としては切り分ける

ことが可能かなということで、今のような文案にさせていただいているということで御理解ちょうだいできればと思っております。

向殿委員 わかりました。

升田委員長 そのほかにいかがでございましょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 予算に関してちょっとお尋ねしたかったんですが、お帰りになってしまったであれなんです。

升田委員長 わかる範囲であれば。

中村委員 消費者行政のための予算に関して、数字は明確ではないんですが、ここ十数年のうちに予算が半減しております。それを踏まえた上での消費者行政活性化のための基金というのは、どういう位置づけなのか。全体として物すごい目減りしているにもかかわらず、基金をつくって、それで一安心ということなのかということが1点と、この基金も3年間ですので、その後はどうするんだという点でございます。

特に、消費生活センターの充実ということと、消費生活専門相談員に恒常的に働いていただくという環境設定のために、3年間でいいのだろうか。こういう問題もございます。

更に加え、消費生活相談員自身が減っている地域もありまして、こういう状況をどうやって打開していくのか。この辺に関してお話を聞かせていただければなと思っていたんですが、その点も取り込んでいただければと思います。

升田委員長 いかがでしょうか。

田中国民生活局長 不十分かもしれませんが、お答えをいたします。

まず、予算がおっしゃるように半分に目減りしているというお話がありますが、それは認識してございます。実はその要因についてどういうものかということについて、少しつまびらかにしなければいけないというところは、考えております。

かつ、この基金の先ほどの目的の1つは、やはり地方における相談体制を強化しますということが主眼であります。

もう一つ基本的な前提として、今回の消費者庁及びそれに関連した地方消費者行政の強化ということとを、どういう枠組みで考えていくかというのを、まず基本で、やはり消費者行政というのは、地域における住民サービスの基本ということで、やはり地方自治ということを基本に据えてやっていくのだということを前提に考えています。

したがって、先ほどメニュー方式で、とりわけ地方のやっていただきたいことというのを、できるだけ拾えるような形でというので、基金ということも考えました。

もう一つは、相談員さんたちの問題で、やはりそのところは地方自治の基本として、地方公共団体が手当をしていただくということが基本になるということと、これは総務省にお願いをして、現在のいわゆる地方交付税交付金の算定基準というのがございますけれども、これを改善していただくという方向での手当もしていただいております。

それから、3年間でいいのかということなんですけれども、これはこの基金の考え方として、先ほ

ど言いましたように、今とりわけ弱体化していることを急速に、可及的速やかに、特に相談体制を強化していくということで、加速的にやる。先ほど予算の単年度主義の問題が出ましたけれども、そこを加速的にしてやっていくためには、もし早急に手当をしたいという人のためには、前倒しのできるようにということも含めて考えています。

3年後そこでおしまいなんですかということについては、現段階で3年後先どうするのかということについて、明確に予算的措置的なものとして、現在決まっているわけではございませんけれども、ここでおしまいだと私たちは考えているわけではございません。

不十分かもしれませんが、以上のようにお答えさせていただきます。

升田委員長 島野委員、どうぞ。

島野委員 資料6の環境整備であります、中小事業者への支援ということで2行書いてあるんですが、実際、窓口にありますと、例えば輸入業者で中国と名指ししているのかどうかわかりませんが、何とかの国から輸入してスポット的にやるとか、そういうものの製品による事故というのはかなり多いわけです。

あるいはかなり前にブランコをつくっていた。それが現在支柱が折損しやすくなってしまっている。そういう人たちは(これは中村委員からも何回も指摘があったと思うんですけど)資金面等でリコールしてくれ、あるいはすべきだといっても、なかなか困難な状況がなくはないんです。

だから、こういうところの検討を進めるべきといったときに、検討を進めるべきだけではなくて、具体的にどうしたらいいのか。私は国民生活センターの回収ページみたいなところで、当該会社から報告させる。それを公表するとか、あるいは新聞社にお願いをするとか、いろいろなことが幾つかあると思いますけれども、この点はかなり重要なのではないかと。大企業がリコールするというのは当たり前のような形でやっていますけれども、中小事業者に関する検討というのは、かなり焦眉の急ではないかなと思います。

升田委員長 御意見として承りたいと思います。そのほかにはいかがでしょうか。

佐野委員、どうぞ。

佐野委員 最後のページでもいいのですが、例としてリコール社告はこんな感じのものが消費者にわかりやすいということを書いていただけると、もう少し具体的に、それこそ中小企業の方も何をしたらいいのか、何を書いたらいいのかというのがわかるのではないかなと思います。

升田委員長 今の御提案は資料5の最後の辺りにという御提案ですね。

佐野委員 そうです。

升田委員長 わかりました。そのほかいかがでございましょうか。

廣瀬委員、どうぞ。

廣瀬委員 資料5について、アトランダムで申しわけないんですが、ちょっと細かなところを質問させてください。例えば2ページの下から2行目辺りでクラスの話、これは先ほども出ましたけれども、もう少し細かい話として「死亡、重篤、ないし不可逆的な被害の発生」とあります。この不可逆的な被害という、その「被害」という言葉の中に生命、身体への被害に限定するという意味が込められていると読むんですか。不可逆的というのは非常に重要な点だと思いますが、財産的な被害でも不

可逆的なら入れてもいい、ととれないではない。その点ややあいまいさが残るかなという感じがしました。クラス になると、その不可逆的というのが出てこないわけですが、全体に軽度だという話ですね。

それから、クラス を省くという点について、やはり先ほどの御意見と同じように、私は若干の危惧があります。例えば3ページ目の方で、実質は変わらないとおっしゃる意味もわかるんですけども、例えば幼児とか乳幼児とか、特別の弱者については特に自分で守れないということがあって、これはヨーロッパなんかでも別の視点からやっているわけです。

この辺も、つまりクラス まであるのを2つに減らしたというふうに捉えられると若干心外で、ここはもうちょっと多角的な視点で検討するという方向に向いているといいますが、判断の枠組みを減らしただけではなくて、もう少し総合的に見ようとしているところがあるんだということをやより積極的に示す表現の方がいいかなという感じがしました。実質はそういうことだと思うんですが。

今のところと関係して、最後の8ページ一番下から2行目辺りに、やはりここは生命、身体への限定の問題が出てくるわけですが、これは後日議論になるのかもしれませんが、とにかく「ただし」のところ「生命・身体上の被害に及ばない誤表示などにおいて、本指針の参考に」することはいいと書いてあるんだけど、「誤表示などにおいて」とした意味というのが、ちょっと限定が強いかなと思います。あえてこの誤表示の問題だけに注目しているという感じがするんですけども、そんなにしなくてもいいかなという感じがしました。とりあえずそれだけにします。もし時間があつたらほかにも本当はあるんですが。

升田委員長 第1番目は御指摘のとおり、生命、身体のことだろうと思います。それを前提にした言葉だと思いますが、ちょっと表現ぶりは検討させていただきまして、2点目、3点目はいかがでしょう。

野村消費者安全課長 2ページの不可逆的だというのは、これは医療などの世界における、障害が残るという状況のことを指している表現という御理解を、ちょうだいできればと思います。

それから、リコールを開始すべき場合の具体的な目安ということで、4つ挙げさせていただいております。クラス とクラス と、被害発生のおそれは極めて小さい場合、乳幼児等の場合という4つを挙げさせていただいております。

先生御指摘の点は、今回の前の段階で修正させていただいているので、下線等ございませんけれども、一般に自ら被害を食い止め、あるいは最小化する能力が十分でないような場合あるいは障害の程度が重くなるような傾向があるような、被害者の属性によって障害の程度が重くなるような傾向があるような場合。こういう場合に関してはリコールの開始の判断をしていく場面として、特別な扱いをする必要があるということに記載させていただいているところでございます。

8ページの誤表示などというところは、限定が強過ぎないかという点は検討させていただきたいと思いますが、表示などによってトラブルが生じたようなケースのうちの、偽装表示とか、明らかに故意なり重過失によってトラブルを生じさせているようなケースというのは、またこれは別の文脈での対処が必要であろうということで、例示として誤表示を挙げさせていただいております。あえてそこまで限定する必要があるのかどうかということは、わかりやすさも含めて関係者と

相談した上で、整理をさせていただきたいと思います。

廣瀬委員 今の最後の点、私はそこまで読みとれなかったんですけども、大変重要な点であります。つまり、誤表示など問題が故意、重過失で起きた場合は話が違う、という点は非常に重要だと思いますので、それはそれとしてまた検討をする必要があるかなと思います。

ここの部分というのは、財産損害の話はどうするかというところだと思うので、そこでそれと今の問題とを一緒にしてしまうのはどうかなという感じがするんです。むしろ、重なった部分だけを問題にしようということでしたら、1つの考え方かもしれませんけれども。私はちょっとそこは別の問題、つまり事業者側に重過失、故意がある場合の扱いと、財産上の被害の扱いというのは、やはりそれぞれ独立に検討すべきことではないかという気がしています。

升田委員長 多分、御質問の趣旨は生命、身体被害のところですと文章が来て、突然誤表示と、その落差が大きいのではないかな。こういうことですね。

廣瀬委員 最初はそう感じたんですけども、もう少し深い意味があったようなので。

升田委員長 何だ和一応なっているものですか。

廣瀬委員 そうなんです。何となく例示があるので引っかかったということです。

升田委員長 なるほど。

それからですね、先ほど来申し上げますのと、前回は申し上げたんですけども、今回ののは、これでパブリック・コメントに付させていただくという御了解をいただいております、それでやらせていただきます。

パブリック・コメントを終えて、更に内閣府の方でいろいろ御検討になって、最終的に公表されて、それで未来永劫ということでは勿論ありませんし、そのときどきの再検討も必要だと思いますので、そういう意味で今後の主な論点ということで、すべてをそこに持っていくつもりも全くないんですけども、是非そういうことも踏まえて御理解をいただければと思います。

原委員どうぞ。

原委員 簡潔に話したいと思いますが、まず、資料5の3ページ「2. 複数の事業者間の関係」の「(1) 開始の判断主体」で、最初のボツなんですけれども「施設・設備分野においては管理事業者がリコールの開始の判断を行う」ということで、やはりだれが行うかということは、明確にさせていただいた方がいいと思っているんですが、管理事業者がという言葉に断定していいかどうかというのがやや気になっていて、行政が管理者である場合もありますし、行政が委託をして管理事業者がやっている場合もあるので、管理者がという表現の方がいいのではないかなというのが1点です。

それから、今のパブリック・コメントのお話が出ましたけれども、資料6で今後の主な論点というのが挙げられていますが、できればこれも含めてパブリック・コメントにかけていただいた方がいいかなと思っています。サービスの扱いの部分は佐野委員も意見を提出しておられまして、私も座長もそうですけれども、製造物責任法の検討をしていたときから、製品の欠陥の後を追いかけて、やはりサービスの部分をどうするのかというのは、ずっと積み残してきた課題で、EUの一般製品安全指令が書かれておりますけれども、やはり今回を契機に何とか書き込めないかということを考えていますので、できればこの資料6も付けられないかなと思います。

もう一点は、今日の前半は事故情報を一元的に収集・分析するためのお話を聞いておりましたけれども、リコールは自主的に事業者側が判断してやっておられる場合が多いわけですが、せっかくこの事故情報で集まってきたものを、こういったリコールに結び付けていくという、前半の議論と後半の議論を結び付けることも必要ではないかと思っております。やはり行政に集まった情報をこういったリコール判断に有用に活用していただきたいということも、どこかで書き込まれるといいのではないかと思います。最後は意見です。

升田委員長 中川委員、どうぞ。

中川委員 資料5の表現ぶり1か所だけです。6ページの上の方の(2)であります。「消費者側の同意の下」を削って「個人情報制度に則しながら」という言葉に変えるということなのですが、今のように、御説明を伺うとよく趣旨はわかるんです。しかし、パブリック・コメントをするときに、最終案だけ見ると、逆に、何か個人情報保護法に気をつけなさいよ、あまり情報はだすなよと言っているのにも見えて、結局どうするんだという感じにもなりかねないのではないかと思います。

そこで例えば「特に積極的に活用的に活用する。個人情報保護制度に則しながら」という部分を、個人情報保護法の条文がいくつだったかわかりませんが、先ほど課長がおっしゃった生命、身体の安全を図るためには厳しい制約が外されるという、あの条文を引用してはどうでしょう。たとえば、緊急性、重大性が高い場合には、個人情報保護法何条 項の規定にかんがみ、関係する事業者が云々というように書けば、先ほどの御説明の趣旨が非常に明確になると思いました、発言しました。

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど来繰り返し申し上げて非常に恐縮なんですけれども、前回以来、たくさんの御意見をいただきましたので、前回も御了解いただきましたが、共通指針の案につきまして、パブリック・コメントなどの策定、公表に向けた手続等を進めさせていただきたいと思っております。

本日の御指摘も踏まえまして、事務局においてとりまとめに向けた整理も行ってまいりたいと思っておりますし、更に審議の機会もあるように思いますので、そういった点も含めて御了解いただけたらと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、最後の議題になりますけれども、第3の議題であります今後の委員会の進め方について、お願いいたしたいと思っております。事務局の方から説明をお願いします。

野村消費者安全課長 お手元の資料8をごらんいただければと思います。今後の進め方についてでございます。

まず、1番目に「これまでの審議経過」を記させていただいてございますが、9月以降お忙しい中、既にワーキングを含めまして9回の御審議をちょうだいしてございます。本日、議題に挙げさせていただきました左の方2つ、事故情報の一元化、リコール促進に関しましては、まだいろいろ御指摘、御検討いただく論点があるかと思いますけれども、相当程度のところまで御審議をいただいておりますと理解してございます。

後半の審議におきましては右側の方「『消費者の視点』からの調査審議」及び「その他課題」につ

いてウェートを高めての御議論をいただきたいと考えてございます。

まず「『消費者の視点』からの調査審議」についてでございますが、2月のうちに各ワーキングでの御検討をお願いできればと考えてございます。食品ワーキングにおきましては、食品安全基本法で定められております食品安全の基本的事項、これを消費者庁が発足後、見直しをしていくという課題が与えられてございますが、どういった内容を盛り込んでいくべきかといったこと、あるいは食品衛生法の安全基準に関わっていかなければいけないという点に関して、どう考えていくかといった論点等について、御検討をいただければと考えてございます。

製品ワーキングにおきましては、製品事項、特に子どもや高齢者の事故が多いことにかんがみて、どう考えていくべきか。また、死亡、重篤な事故は特に製品分野において多数に上りますけれども、その救済の実態がどうなっておるか。その実効性をどう高めていくかといった論点。

施設・設備ワーキングにおきましては、非常に工学的な専門性が高く、分野が分岐してございますけれども、横断的な安全基準の考え方や安全に関する知識を総合化していくというような取組みが必要なのではないかという点に関しまして、御検討をいただければと考えてございます。

3月の上旬から中旬辺りを目途に、各ワーキングからの検討結果を、各ワーキングの主査からちょうだいをいたしまして、この委員会において御審議をいただければと考えてございます。

「その他の課題」に関しましては、先ほども御指摘ございましたが、重大事故情報の報告公表制度、これと消費者庁との関係性というのは重要な論点でございまして、2月中に事務局において論点を整理いたしました上で、その報告をさせていただきながら、3月上中旬を目途に御審議をいただければと考えてございます。

また、委員会の中で複数の委員から御指摘をいただいております、消費者安全教育でありますとか、リスクコミュニケーションの重要性についても、これも3月上中旬を目途に御審議いただくセッションを設けさせていただければと考えてございます。

3番目でございますが、これまで各論的に御議論いただいてきてございますけれども、非常に多数の御示唆、御指摘をちょうだいしてきてございますので、これまでの検討結果を、今年度末を目途に報告書の形でとりまとめをさせていただければと考えてございます。

もし、そういうことで差支えないようでございましたら、前半の検討結果、事故情報の一元化あるいはリコールに関する整理をした、報告書の素案の前半部分を3月の上旬に、消費者の視点等のその他の課題を後半部分ということで、3月中旬にお示しをさせていただきまして、3月下旬を目途にとりまとめを行わせていただいで、その後の適宜のタイミングで部会に報告を行うという段取りを考えさせていただいております。

もし、そういったことで差支えないようでございましたら、2枚目の方で具体のスケジュールをお示しさせていただいておりますが、2月に各ワーキング、3月上旬、中旬、下旬に1回ずつ委員会を置かせていただく予定を考えてございます。現時点での先生方をお伺いいたしまして、まだ調整中でございますけれども、3月に関しては具体の日程も入れさせていただいております。御検討いただければ幸いです。

升田委員長 具体的なスケジュールまで示されておりまして、非常にお忙しいところだと思います

けれども、3月末までにできれば報告書をまとめたい。こういうスケジュールでございます。

何か御質問、御意見ございますか。日程を是非合わせていただきまして、是非御議論いただきたいと思っております。

それから、毎回私はここでこうやっておりまして、各委員の方でもっと言いたいのにという方はいらっしゃると思っておりますけれども、時間が限られておりますので、誠に申し訳ないんですけれども、書面等でお出しただければ、必ず事務局も拝見いたしますし、各委員の方にもお配りいたしますので、またそれで議論を深めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員 1点だけ。パブリック・コメントはいつぐらいに出されて、どれぐらいの期間を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

升田委員長 野村消費者安全課長、どうぞ。

野村消費者安全課長 パブリック・コメントは行政手続法上のルールがございますので、先ほどの資料6に関する御指摘もちょうだいいたしましたけれども、対象にし得る文書とし得ない文書という整理がございます点は、御容赦いただければと思っております。

今日いただいた御指摘の中で、非常に具体的な修文としてのコメントをいただいたところが何か所かございます。そこは関係機関と修正が可能かどうか調整をいたしたいと思っておりますが、1週間ぐらいのうちには整えたいと考えてございます。

その後、このタイプの文書の場合には、30日間はパブリック・コメントに提示するということになってございますので、最終的に文案を整えることができますのは2月下旬ぐらいではないかと考えてございます。内閣府として与えられております責務としては、本年度内に策定をするようにということでございますので、必ずしも十分でない部分があるかもしれませんが、第1版としてはどこかのタイミングで、国民生活局の責任において固めさせていただくという手続をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

升田委員長 最後の最後になりますけれども、本日は田中局長から消費者庁関連法案の状況につきまして、御発言を予定しております。お願いいたします。

田中国民生活局長 どうも毎回御熱心に御議論いただきまして、ありがとうございます。御心配いただいております消費者庁関連法案3法案でございますけれども、既に昨年9月にさきの臨時国会に提出いたしました。さまざまな事情で前国会では審議をいただけず、最後に継続審議ということで、本国会に渡されました。

早速年の冒頭から異例でございますけれども、1月5日から今通常国会が開かれた同日、消費者問題に関する特別委員会、これは目的は消費者の利益擁護及び増進に関する総合的な対策を樹立するためという目的になってございますが、主としての目的は当然のことながら、3法案を御審議いただくための委員会として、特別委員会が開会の当日に設置をされまして、船田元委員長以下40名の委員の構成が行われました。

しかしながら、御案内のように、先ほど御説明しました地方消費者行政の支援を含めます第二次補正予算の審議、それが終わりますと今度は本予算の審議ということが、国会の重要課題としては優先

されるところでありまして、現在直ちに消費者庁法案の審議に入れるという形にはなっていないのは残念なことでございますが、先ほど特別委員会の委員になられました与党の先生方は、是非とも予算委員会での審議と並行をして、御案内のとおり、最初の総括審議というときには全大臣が予算委員会に出ていかなければいけない。しかも9時から5時までということで、なかなか難しいと思いますけれども、だんだん一般質疑とかということになってきますと、関係大臣だけの出席ということで、並行して審議ができるのではないかとということで、強力に民主党その他野党の方々にも御理解を賜るように、お話し合いを進めているところでございますので、是非とも皆様方にも御理解と御支援のほどをお願いしたいと思っております。

法案につきましては今、申し上げたとおりなんでございますけれども、私どもとしては21年度にできるだけ早期に立ち上げる。省庁をつくるということは、私どもも初めてのことで、物理的な意味でも非常に大変です。先ほどから御審議いただいております、事故情報一元化のシステムというのも、これも物理的に物をつくらなければいけないという話になりますので、これは法案が通って設立をするときに耳をそろえてできていなければいけないということでございます。

その他、さまざまな面で、並行して事務的な準備を進めてございますので、こうした場を通じて、そうした準備に対しての御意見を賜っていくということは、非常に助かることでございますので、今後とも御指導、御助言をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

升田委員長 どうもありがとうございました。

本日の予定は以上でございますが、事務局から最後の最後ですけれども、日程等お願いいたします。

野村消費者安全課長 次回、第7回の委員会でございますが、第7回委員会は消費者政策部会との合同会議という形式で開催をさせていただきます。今月28日の午前中、同じ時間帯でございますが、場所につきましては、いつものこの場所ではございませんで、霞が関の第4合同庁舎、第1回の委員会を開催させていただいた場所で開催をさせていただくことになってございます。よろしくお願いたします。

升田委員長 それではまた、次回もよろしくお願したいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。